

神崎町空家等対策計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

神崎町空家等対策計画策定業務

2. 業務期間

- 1) 契約締結日より令和7年10月31日まで
 - a) 当町より、随時簡易報告を求める場合がある

3. 業務目的

- 1) 空家・空地（以下「空家等」という）は、所有者の様々な事情で適切に管理されず長期間放置されると、建物が老朽化するなど物的状態が悪化し、周囲に悪影響を及ぼすだけでなく地域の荒廃を招く恐れがある。
- 2) 当町では個別施策の実施に加え、より効果的で包括的な対策を今後の課題とし、さらに空家等対策の促進を進めていきたいと考えている。
- 3) 本業務では、当町に適した空家対策の戦略的な事業スキームを提案いただくこと。実行プランに落とし込むことまでを範囲としている。
- 4) 検討にあたっては、他市町村の事例や空家対策関連情報を参考に蓋然性と成果可能性の高い立案をお願いしたい。

4. 業務内容

1) 当町や空家問題において抱える課題整理

- a) 課題把握方法①：公表データ *必須
- b) 課題把握方法②：当町等公的機関等が保有する一般開示されていないデータ
※必要に応じて提案

当町より、本計画策定業務での使用限定にて、空家調査情報等の提供可。本データを分析し、検証データとして提案の根拠とすることも可能とする。

- ・本業務において、当町が保有するデータで有用と考えられる公的情報があれば活用を提案すること。具体的には、データの指定、並びにデータごとの円滑な活用方法を提案するものとする。
- ・公的な情報とは、例えば所有者不明土地建物の納税情報による所有者追跡データなど、公的機関のみが保有する個人情報等の活用も指定可能とするが、提案にあたっては、最新の法令上の留意事項と照らし合わせた上で問題のない運用方法を提示すること。

2) 課題とその要因の構造化整理

- a) 課題の明確化。
- b) 課題の類型化。重複や包含関係を考慮した構造化。
- c) 現象として現れる課題を引き起こしている、要因の整理と構造化。

3) 要因に対して打つべき施策のラインナップ

- a) 課題を解消するために、どのように要因に対して対応すべきかの施策の列挙。
上記を踏まえ、提案に当たっては、当町の空家発生要因を抽出し、どの要因に注目したスキームであるか。また要因ごとにどのような対応策を講じスキームに反映したか説明を行うこと。
- b) 施策の種別や効果を加味した上で、課題解決に際し過不足ない複数施策のパッケージ設計。

4) 実行計画（民間事業者と自治体のすみ分け。きちんと動く仕組み）

- a) 施策別の仕様策定
当町の特性や課題を踏まえた面的な空家対策スキームの立案。
空家対策の施策パッケージを立案、提案する。
- b) 役割別に民間・自治体がそれぞれになった場合のメリットとデメリットの整理
- c) 最終的な役割分担と実行スケジュール
事業において、民間でやるべきこと、当町に求めることを分けて提案すること。
役割分担に際し、民間側については業種やビジネスモデルのみならず、実効性を担保すること。

5) 上記一連を取りまとめた、当町の空家等対策計画の新規作成

- a) 計画書仕様

6) 実行プラン策定

- a) 実施仕様の策定
- b) 該当民間事業者のコーディネート（バイネームでの記載と実施委託の意向ヒアリングまでを必須とする。）

5. 成果物

- 1) 空家等対策計画
- 2) 空家等対策計画（概要版）

※保存した電子データ（.docx及び.pdf）を提出すること。また調査検証にあたり収集した空き家や他都市事例に関わるデータも合わせて提出すること

6. その他

- 1) 業務にあたっては当町と協議および調整のうえ、実施すること。
 - a) 適宜業務実施状況を当町に報告すること。報告は原則、対面若しくはオンライン（zoom等）で行うものとする。
 - b) 当町が必要とした場合、業務に関する協議および打合せを随時行うものとし、当町が指示する場合、資料および情報の提供を行うものとする。
- 2) 本仕様書に定めのない事項又は、本仕様書についての疑義が生じた場合は、受託者と本町が協議し定めるものとする。
- 3) 成果品については、当町に帰属するものとする。